

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する
雇用維持支援に関する Q & A

(参考資料4)

番号	質問	回答
1	<p>本特定措置の対象となる範囲を明確に示していただきたい（例えば要項などにより対象者をどのように規定しているのか）。例えば、留学生の採用内定取り消しについて、特定技能外国人以外の在留資格で就労予定だった者も対象となるのか、「技術・人文知識・国際業務」以外の在留資格（技能等）で雇止めとされた者や、雇止めだけでなく解雇された者も含むのか。</p>	<p>本特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受入れ（予定）機関の経営悪化を理由として解雇等されたことにより、当該機関での活動を継続することが困難な者を主な対象とし、特定技能外国人として本邦で就労する意思を有している者に「特定活動」を決定するものである。HPにおいては「技能実習生、特定技能外国人等」としているが、上記の事情に該当する者であれば、特段在留資格を限定するものではなく、雇止めされた在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者や、内定を取り消された留学生等も対象となり得る。</p>
2	<p>「従前の受入れ機関との契約期間の満了」というのは、従前の在留資格に関わらず、雇い止めとなった外国人労働者全てを指すのか。また、契約期間の途中で解雇となった者等は該当しないのか。</p>	<p>1に同じ。また、「解雇等」には、解雇、雇い止め、内定取り消しなどが含まれる。</p>
3	<p>例えば、素形材産業分野で実習継続困難となった技能実習生が、産業機械製造業分野において再就職することは許容されるとのことだが、これは、留学生や在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格で就労する者に対しても同様に適用されるのか。</p>	<p>製造業3分野にこのような要件を課しているのは、就業する外国人の労働安全や生産される製品の品質を確保するためである。 よって、機械加工、溶接といった製造業3分野の対象となる業務区分（職種）での就労経験が担保されない、留学生や在留資格「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格で就労していて解雇された外国人は、本制度を活用して、製造業3分野に再就職することはできない。</p>

4	<p>製造業3分野（素形材産業分野，産業機械製造業分野，電気・電子情報関連産業分野）の企業に本制度により再就職できるのは，製造業3分野で勤務していた特定技能外国人が製造業3分野へ試験免除で移行できる職種・作業の技能実習を行っていて，実習継続困難となった技能実習生に限られるとのことだが，製造業においてのみこのような取扱いを設けているのはなぜか。</p>	<p>製造業3分野においては，就業する外国人の労働安全や生産される製品の品質を確保するため，国内において製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で実習中に解雇された技能実習生等のみを対象とすることとしたもの。</p>
5	<p>本措置の対象となる外国人及び受入れ機関の要件について問う。</p>	<p>（外国人の要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人の要件としては， <ul style="list-style-type: none"> ① 本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が，日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること， ② 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していることを求めることとしている。 <p>（受入れ機関の要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また，受入れ機関の要件としては， <ul style="list-style-type: none"> ① 受入れ機関が，申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人の雇用実績，出入国・労働関係法令の遵守等）， ② 受入れ機関が，申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けることなどについて指導・支援することなどを求めることとしている。
6	<p>本措置の対象となる外国人の技能レベルは問わないのか。</p>	<p>（技能レベルにより限定するものではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本措置は，出入国在留管理庁において，新型コロナウイルス感染症の影響により実習継続が困難となった技能実習生等の本邦での雇用を維持するため，関係省庁と連携し，特定産業分野における再就職の支援を行うとともに，一定の要件の下，在留資格「特定活動」を付与するものである。 <p>よって，外国人の技能レベルにより対象を限定するものではない。</p>

7	本措置において雇用された外国人は、どのような業務を行うことができるのか。	<p>(従事する業務)</p> <p>○ 本措置において雇用された外国人は、受入れ機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動をするようになるが、当該業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう、受入れ機関から指導・支援を受けることとしている。</p>
8	なぜ特定産業分野に限定するのか。他の分野でもニーズがあるのではないか。	<p>(人手不足の分野に受入れを認めたもの)</p> <p>○ 本措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により実習継続が困難となった技能実習生等の本邦での雇用を維持するための緊急措置として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保が必要であるとされた特定産業分野への再就職を認めるものである。</p> <p>○ したがって、日本人の雇用や労働条件への影響にも配慮し、特定産業分野に限定することとしたものである。</p>
9	本措置の開始及び終了については。	<p>(制度の開始について)</p> <p>○ 本件「特定活動」については、本年4月20日から運用を開始している。</p> <p>(制度の終了について)</p> <p>○ 終了時期については、今後の諸情勢を踏まえて検討したい。</p>
10	コロナが収束すれば、再度元の在留資格へ変更することも自由か(技能実習以外)	結果として、技能実習生に戻ることも想定される。

11	<p>「就労を希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。」とは、試験ルート限定という理解でよろしいでしょうか。また、合格証等が提出書類一覧にないため、これから試験を受ける者を対象としているという理解でよろしいか。</p>	<p>御理解のとおり。本特例措置の対象となるのは、国内試験に合格していないために特定技能1号への移行が困難な者を対象としており、そもそも特定技能1号への移行に当たって障害のない者（技能実習ルートでの移行が可能な者及び既に国内試験に合格している者）については、特定技能1号への在留資格変更許可申請を案内することとなる。</p>
12	<p>特定活動1号準備（就労可）の許可を得ている者から変更申請があった場合、既に許可を得て在留している期間と合わせて最大1年間の就労を認めるということでしょうか。</p>	<p>本特例措置での在留期間を最大1年間とするものであり、いわゆる「つなぎ特活」の期間はこれに含まれません。</p>
13	<p>本施策の詳細や在留審査上の取扱いについて、詳しく聞きたい場合はどこへ問い合わせればよいか。</p>	<p>最寄りの地方出入国在留管理局へ問合せください。</p>